

八幡平市に 建設関連業務委託契約競争入札参加資格を申請する方へ

1 欠格要件

次の欠格要件に該当する方は、資格審査を受けることができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (2) 八幡平市建設関連業務競争入札参加者の資格及び指名等に関する規則（平成 17 年八幡平市規則第 169 号）第 11 条第 1 項の規定により資格を取り消された者で、その取消処分の期間を経過しない者
- (3) 申請しようとする業務に関し、法律上必要とされる登録又は資格を有していない者
- (4) 申請しようとする業務について、直前 2 年以内の事業（営業）年度の履行実績及び実績高を有していない者
- (5) 市税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (6) 資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をした者
- (7) 八幡平市暴力団排除条例（平成 25 年八幡平市条例第 16 号）第 2 条第 2 号から第 5 号の規定に該当する者
- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金及び雇用保険）への加入義務があるにも関わらず未加入の者

2 資格審査の結果及び資格の有効期間

(1) 資格審査の結果

資格審査の結果は、令和 7 年 3 月下旬に競争入札参加資格者名簿を八幡平市公式ホームページで公表します（審査結果の個別通知は行いません）。その際、入札参加資格が認定された方の以下の情報を当該名簿に掲載しますので、予めご了承ください。

- ・商号又は名称
- ・所在地及び住所区分
- ・登録業務

(2) 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間です。

受付期間内に資格審査申請書を提出（郵送）しない場合や、記載内容の不備により資格審査申請書が返送され、受付期間内に再度審査を行い受理が出来なかった場合は、次回の受付まで申請できません（次回申請受付は 1 年後を予定）。

3 建設関連業務の種類と内容

八幡平市が発注する業務は次のとおりです。

業務の種類	業務内容
測量	※ 1 測量一般 ※ 2 地図の調整 ※ 3 航空測量
建築関係コンサルタント業務	※ 1 建築一般 2 意匠 3 構造 4 暖冷房 5 衛生 6 電気 7 建築積算 8 機械設備積算 9 電気設備積算 10 調査 11 工事監理（建築） 12 工事監理（電気） 13 工事監理（機械） 14 耐震診断 15 地区計画及び地域計画
土木関係コンサルタント業務	1 河川・砂防及び海岸・海洋 2 港湾及び空港 3 電力土木 4 道路 5 鉄道 6 上水道及び工業用水道 7 下水道 8 農業土木 9 森林土木 10 水産土木 11 廃棄物 12 造園 13 都市計画及び地方計画 14 地質 15 土質及び基礎 16 鋼構造及びコンクリート 17 トンネル 18 施工計画・施工設備及び積算 19 建設環境 20 機械 21 電気電子 50 土地区画整理事業
地質調査業務	1 地質調査
補償関係コンサルタント業務	1 土地調査 2 土地評価 3 物件 4 機械工作物 5 営業補償・特殊補償 6 事業損失 7 補償関連 8 総合補償 ※ 9 不動産鑑定

※印の業務は、関係法令に基づく登録がないと申請できません。

- (1) 「測量」における「測量一般」、「地図の調整」及び「航空測量」を希望するためには、契約を締結する事務所について測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条の登録が必要です。
- (2) 「建築関係建設コンサルタント業務」における「建築一般」を希望するためには、契約を締結する事務所について建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の登録が必要です。
- (3) 「補償関係コンサルタント業務」における「不動産鑑定」を希望するためには、契約を締結する事務所について不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条による登録が必要です。